

福島原発被害賠償訴訟の現状と課題

2019. 11. 11

福島原発首都圏弁護団・共同代表
弁護士 中川素充

第1 全国的な原発訴訟

1 全国的な訴訟の展開 別紙参照

2 何故、訴訟なのか？

(1) 原発ADRの限界

裁定機能がないこと

(2) 国の加害責任の明確化なくして被害救済なし

これまでの公害・薬害事件で政府・加害企業が行ってきたこと
子ども被災者支援法の問題点

(3) 再発防止, すなわち脱原発

3 訴訟に至る経過

2011年8月以降 各地で弁護団が結成

2012年12月2日 浜通り弁護団避難者訴訟提訴

2013年3月11日 福島, いわき, 千葉, 東京の一斉提訴
以降, 各地で提訴が相次ぐ

→2017年3月17日の群馬訴訟判決以降, 11の判決

4 訴訟活動・全国の連携

- ・ 弁護団全国連の結成→ 各訴訟の情報交換・証拠の共有
- ・ 原告団全国連の結成→ 統一要求の策定を目指す
- ・ 支援ネットの結成 → 全国的な原弁支運動へ

第2 原発被害訴訟の争点

1 責任論

- ・ 予見可能性 [特に, 2002年の「長期評価」をどう評価するか?]
- ・ 結果回避可能性
- ・ 国の規制権限の根拠
- ・ 東電の故意・重過失

2 被害・損害論

- ・ 中間指針の規範性が認められるか?
- ・ 避難及びその継続の合理性・相当性 [特に区域外避難者・滞在者について]
- ・ 低線量被ばくの問題
- ・ 慰謝料の金銭評価

第3 集団訴訟の判決における国の責任

1 前橋地裁判決 (2017/3/17)

初の判決。国の責任を認める。東電の故意・重過失も肯定。

- ・国、東電は、遅くとも長期評価が策定された2002年7月31日から数ヶ月後の時点において O.P+11.5~15.5mの津波を予見することが可能であった。
- ・給気ルーバのかさ上げ、高台への電源車配備、非常用高圧配電盤の設置、常設ケーブルの敷設等の実施により回避できた。

2 千葉地裁判決 (2017/9/22)

国の責任について、予見可能性を肯定するも結果回避可能性を否定。

- ・2006年当時存在した無視すること出来ない知見、長期評価を前提に津波評価技術に基づき算定すれば、最大最大 O.P. +15.7mの津波を算出した可能性が高い
- ・ドライサイトを維持するための防潮堤を設置するのが工学的に妥当。タービン建屋等の水密化、可搬式電源車の配備等はとるべきとは言えない。

3 福島地裁判決 (2017/10/10)

国の責任を認める。

- ・長期評価に基づき直ちにシミュレーションを実施していれば最大 O.P. +15.7mの津波を想定可能であった。
 - ・タービン建屋、重要機器室の水密化等の実施により回避し得た。
- 自主的避難等対象区域外での賠償責任を認める。

4 京都地裁判決 (2018/3/15)

国の責任を認める。

- ・2002年の津波評価技術、長期評価に基づけば、同年末には、O.P. +10mは予見できた。
- ・防潮堤設置、電源設備の水密化、高所配置をしていれば回避できた可能性が高い。

5 東京地裁判決 [福島原発被害東京訴訟] (2018/3/16)

国の責任を認める。

- ・長期評価に基づけば、2002年中には、今回の津波と同程度の津波の予見義務があり、より保守的に考えても、少なくとも、O.P. +10mの津波の予見義務がある
- ・結果回避可能性等について、証拠の偏在を理由に、事実上の立証責任の転換
- ・その見解がとれないとしても、今回の津波と同程度の津波の予見義務があれば、①防潮堤等の設置、②原子炉建屋の水密化、③配電盤等又は非常用電源の高所設置のうちの一つを採る義務があった
- ・O.P. +10mの津波の予見義務があるとしても、全電源喪失を想定したバッテリー設置、手順策定等の対策を実施すれば、少なくとも格納容器の機能喪失はなかったもので、放射性物質の放出量を相当抑えることができた

6 横浜地裁判決 (2019/2/20)

国の責任を認める。

- ・遅くとも2009年9月時点で、O.P. + 10mの津波の発生とこれによって電源設備が被水して全電源喪失、冷却機能の不全に陥り放射性物質が外部に放出されることを予見できた。
- ・上記時点では、防潮堤の設置、水密化は採用可能ではなかったが、電源設備の移設は可能であり、その措置をとれば、本件事故のような大量の放射性物質の放出は回避できた

7 松山地裁判決 (2019/3/26)

国の責任を認める。

- ・長期評価に基づけば、2002年中には、O.P. + 10mの津波の発生を予見することが出来た。
- ・2002年末から本件原発事故発生までは8年以上あるから、水密化対策は可能であり、それを行えば、本件事故は回避できた。

8 千葉地裁判決 (2019/3/14)

国の責任を否定

- ・2006年時点で、長期評価だけでは直ちに予見はできたといえないとしつつ、「長期評価に代わる、より制度の高い信頼できる知見等が当時、あるいはそれ以後、本件地震の発生までに存した形跡もない」として予見可能性を肯定
- ・新潟中越沖地震(2007年)により、経産大臣が各電力会社に対して、耐震安全性の確認等を指示しており、原子力発電所の安全対策における当面の課題は、津波ではなく地震であることが経産大臣や電力会社の共通認識だったとして結果回避義務を否定
- ・防潮堤でも水密化でも本件津波を防止するためには、本件津波の波源、波高、遡上高、津波の衝撃等を正確に予測しなければ設計ができないとして結果回避可能性も否定

9 名古屋地裁判決 (2019/8/2)

国の責任を否定

- ・長期評価については一定の信用性があり、2006年の報告を踏まえれば、その時点で津波により全電源喪失の恐れは認識できたとして、予見可能性を肯定
- ・しかし、長期評価は通説的見解として確立されものとは言えず、予見可能性の程度は、高度でない。
- ・予見可能性の程度を前提に、2006年当時は地震対策に注力が注がれていて、津波対策は優先度が低かったことから、電源設備の水密化などが完成していなかった可能性が高く、全電源喪失を回避できたとは認められないとして、結果回避可能性を否定

第5 これまでの判決の意義・問題点

1 これまでの判決の意義

- (1) 9つのうち6つの判決で国の責任を認めたこと
- (2) 中間指針の規範性の否定

2 これまでの判決の問題点

- (1) 区域外についての被侵害利益
 - ・区域外の被害者の被侵害利益を平穩生活権侵害としない判決が散見される
- (2) 避難継続の合理性
 - ・区域外について極めて短い
- (3) 低線量被ばくの問題
 - ・LNTモデルを否定しないものの
 - ・土壌汚染, 内部被ばくを過小評価

第6 これからの課題

- ・ 控訴審対策
- ・ 刑事事件判決をどう見るか
- ・ 全体的な解決をいかに求めていくか (統一要求について)
- ・ 原弁支活動の強化
- ・ 他団体との連携

第7 原発事故被害者のおかれている状況

- ・ きちんとした救済がなされていないままの「復興」「帰還」キャンペーン
- ・ 応急仮設住宅の無償提供の終了, 居住者に対する追い出し
- ・ 避難地域の再編, 一方的な避難指示解除→同じ状況に

いまこそ, 支援をお願いします

Bq/m^2

原告番号	採取年月日	最大値 (m ² /Bq)	最小値 (m ² /Bq)	地域
1	2016・7・7	240,000	41,000	いわき市
2	2017・6・11	503,000	70,000	いわき市
3	2017・2・7	288,000	70,000	いわき市
4・5	2016・7・18	64,000	32,000	いわき市
7	2017・6・11	69,000	30,000	いわき市
8	2016・11・29	81,200		田村市
10	2017・6・11	50,000	30,000	いわき市
13	2017・6・11	120,000	30,000	福島市
14	2017・6・11	260,000	50,000	郡山市
16	2017・6・11	80,000	40,000	福島市
17	2017・6・11	250,000	50,000	いわき市